

依存症対策に関する普及啓発事業 委託業務仕様書

1 事業名

依存症対策に関する普及啓発事業

2 事業目的

県内で「依存症」が疑われる人の数は相当数存在すると想定されるが、①自分自身も身近な人も病気とわかりにくい慢性で進行性の病気であること、②依存症になるのは「自己責任」や「本人の意思の弱さ」等の誤解を持たれやすいこと、③相談機関や医療機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくいことなどの理由から、支援に繋がる人は少なく、繋がるタイミングも遅くなりやすい特徴がある。

このため、県では、令和5年度から、インターネット上での広告配信や、若年層向け、働き盛り層向けの啓発資材の作成・発信などの啓発を進めてきた。これにより、年々相談件数（ひょうご・こうべ依存症対策センターにおける相談件数）は増加傾向にある。

今後は、依存症の正しい理解をさらに深めること、また、依存症の問題で困難を抱える人が、早期に適切な支援に繋がるための、効果的な普及啓発及び県民等が資源を活用するための情報基盤整備を行う。

3 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託料

金 2,678,500円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

5 業務内容

受託者は、事業目的の達成に向け、広報戦略とそれに基づく広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。なお、提案にあたっては、下記の内容を必須とし、他に効果的な広報手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

（1）周知・啓発活動

① WEB・SNS広告の配信

（ア）配信媒体

事業者により啓発効果が見込まれる媒体や配信のタイミング、ユーザー層に合わせた広告を提案し、県と協議して行うこと。

（イ）内容および配信期間

- A) 依存症の問題で困っている本人や家族が適切に相談窓口につながるよう、県が保有するバナーデータを活用して配信する。配信期間は11月の1か月間（アルコール関連問題啓発週間である11月10日～16日を含む）を基本とするが、広告効果等を鑑み、県と協議のうえ配信期間の変更を可能とする。
- B) ポータルサイトの周知を目的に、広く一般県民が、依存症についてもっと知りたいと思うきっかけになるようなバナーを作成し、配信する。

（ウ）対象

- ・年代：全世代
- ・地域：兵庫県内全域

(エ) その他

- ・配信に必要な作業や関係者との調整は、受託者にて行うこと。
- ・広告の配信元は兵庫県とすること。

② デジタルサイネージ掲載

(ア) 掲載場所

県内において利用者数が多く、啓発効果が見込まれる1か所以上の場所において行うこと。最終的な実施場所については、県と協議して決定すること。

(イ) 内容および配信期間

県が保有するデータを活用する。配信期間は令和8年11月10日～16日（アルコール関連問題啓発週間）を基本とするが、広告効果等を鑑み、県と協議のうえ配信期間の変更を可能とする。

(ウ) その他

掲載に必要な作業や関係者との調整は、受託者にて行うこと。

③ サイネージ用動画の作成

(ア) 内容

- ・大型スクリーンにおいて放映することを想定した動画を1種類作成すること。
- ・作成する動画は15～30秒以内とし、訴求効果が見込まれる場合には音声や字幕の有無についても提案すること。
- ・最大限の訴求効果のある構成とし、相談窓口（ひょうご・こうべ依存症対策センター）の連絡先及びポータルサイトに誘導する内容は必ず含めること。
- ・若年層にも分かりやすい内容とすること。
- ・入稿仕様については、動画の比率は16:9（横型）、解像度は1920×1080（16:9）、動画ファイル形式はwmvまたはmp4とすること。

(イ) その他

- ・動画の作成に必要な作業や関係者との調整は、受託者にて行うこと。
- ・三宮駅周辺における放映やポータルサイトへの掲載を想定しているが、その他効果的な活用方法を提案すること。

④ 啓発カード・ステッカーのデザインの作成

(ア) 内容

- ・納品データのファイル形式はPDF形式とする。
- ・サイズは以下の通りとする。
啓発カード（名刺型）：55mm×91mm
ステッカー（丸型）：50mm×50mm
ステッカー（四角型）：50mm×50mm
- ・相談窓口（ひょうご・こうべ依存症対策センター）の連絡先及び依存症ポータルサイトへアクセスできる情報（URL又は二次元コード等）を掲載すること。
- ・若年層にも理解しやすく、関心を持ちやすいデザイン及び表現とすること。

(イ) その他

- ・デザインの作成に必要な作業や関係者との調整は、受託者にて行うこと。

(2) 広告配信管理業務

① 広告プランニング

② 配信管理

- (ア) 広告費が効果的に消費されるよう、チューニング管理を行い、配信状況については毎週兵庫県に報告すること。また、必要に応じて改善提案、見直しを行うこと。

(イ) その他、広告配信に必要な作業を行なうこと。

6 実績報告

(1) インターネットへの広告配信【(2)－①】終了後の報告書の作成

各媒体・掲載広告ごとに実績（年齢別・性別・地域別等）をまとめ、総合的な分析結果の報告書を作成すること。また、兵庫県に対し、結果を踏まえたコンサルティング行うこと。

(2) 業務完了報告書・成果物の提出

① 業務完了報告書（兵庫県が指定する様式）

② 5（1）①で作成したデータ

③ 5（1）③で作成した動画データ

④ 5（1）④で作成したデザインデータ

⑤ 6（1）の報告書

(3) 提出期限 令和9年3月31日（水）

7 動画制作・納品における留意点

- (1) BGM等の音楽素材を使用する場合は、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- (2) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- (3) 動画について、動作確認を十分に行うこと。
- (4) 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。
- (5) 撮影を必要とする場合は、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- (6) ソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (7) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (8) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- (9) 納品は、DVD・Blu-ray disc、動画データの形態にて最適な解像度でおこなうこと。
- (10) 動画の比率は16：9とすること。
- (11) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- (12) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (13) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

8 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果物の利用（二次利用）

業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回託及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取り扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他

- ① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。